

議員提出第7号

労働法制の改正案を国会に提出しないことを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年 9月22日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 小林 昭子

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

## 労働法制の改正案を国会に提出しないことを求める意見書

政府は労働基準法等を改正し、一定の専門職について労働時間規制を外し、残業代も払わなくてすむ制度にしようとしている。また、いくら働いても労使であらかじめ決めた時間(みなし労働時間)しか労働時間と認めない裁量労働制について、これまでは専門業務に限ってしか認められていませんでしたが、今回の法改正で営業職にも拡大しようとしています。

残業時間は週15時間、月45時間までとする等の大臣告示も守らず、過労死ラインを超える長時間労働に歯止めがきかなくなることは明白です。

いま労働法制に関して国が行うべきことは、残業上限規制に例外を設けず、週15時間、月45時間、年360時間とする大臣告示の法制化をはかるとともに、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化をはかることです。

よって、政府においては労働法制の改正案を国会に提出しないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣